



標準電子取引参考モデル

JIS X 7001 : 1999

(ISO / IEC 14662 : 1997)

(2004 確認)

平成11年1月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 7001には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) 標準電子取引の標準化対象領域及び標準化活動の種類

附属書B(参考) 標準電子取引規格に対する要件

附属書C(参考) 役割に関する振舞いをモデル化するための形式記述技法の例

附属書D(参考) FSVの概念を詳細化する方法

附属書E(参考) 用語索引

附属書F(参考) 用語一覧

附属書1(参考) ISO/IEC 14662 : 1997 (Information technology—Open-edi reference model)

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 11.1.20

官報公示：平成 11.1.20

原案作成協力者：社団法人 情報処理学会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部長 棚上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

標準電子取引参考モデル X 7001 : 1999

(ISO/IEC 14662 : 1997)

Information technology—Open-edi reference model

序文 この規格は、1997年に第1版として発行された**ISO/IEC 14662**, Information technology—Open-edi reference modelについて、技術的内容を変更することなく日本工業規格として採用するために作成されたものであり、**1.～3.**については、原国際規格の同項目を全文翻訳し、**4.**以降については、それぞれ原国際規格の同項目の内容を引用するものとした。

1. 適用範囲 この規格は、既存規格の統合化、及び標準電子取引を介しての組織間での相互活動を定める規格の今後の開発を調整する枠組みを規定し、それらの規格への参照方法を与える。このため、この規格は、一連の規格であるモデル・記述技法、サービス、サービスインターフェース及びプロトコルが一貫性と統合性とを確実に保つように、規格開発者が使用するコンテキストを提供することによって、標準電子取引を実現するのに必要な標準化作業の指針を与える。

この規格は、標準電子取引に従事する組織が使用する情報技術システムの相互運用性に関する重要な視点を、商取引の二つのビューから示す。二つのビューとは、次のとおりである。

- a) 組織間での事業情報、商慣習、合意及び規則のような事業上のビュー
- b) 商取引の遂行を支援するために、標準電子取引システムに必要な情報技術のビュー

この規格は、実装の仕様でもなく、実装の適合性を評価する基準でもない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO/IEC 14662 : 1997 Information technology—Open-edi reference model

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この規格の制定時点では、次の規格が最新規格であるが、改正されることもあるので、この規格を使う当事者は、最新版を適用できるかどうかを検討するのが望ましい。

ISO 6523 : 1984 Data interchange—Structure for the identification of organizations

3. 技術要素

3.1 定義 この規格で用いる用語の定義は、次による。

3.1.1 応用プログラムインターフェース、API[Application Program Interface(API)] 応用ソフトウェアがプログラム言語機能を使ってサービスを呼び出すときの境界。

3.1.2 事業(business) 複数の組織間で、明確な目的をもった処理の流れ。これは、一定の期間にわたって互いに同意した目標を目指し、情報の交換を通して実現される。

3.1.3 事業運用のビュー、BOV[Business Operational View(BOV)] 事業取引の説明に必要な意志決定及び組織間の約束事の観点に限定した、事業取引のとらえ方。

3.1.4 事業取引(business transaction) 組織の活動及び/又は処理に関する所定の集合。これは明示的に共有する事業目的を達成するために、一つの組織が開始し、すべての関係組織間で合意された結論のいずれか一つを認識(暗黙によるものを含む。)した時点で終了する。